

西東京ケアセンター 介護保険施設サービス
通所リハビリテーション 利用料一覧表

1割負担

基本利用料(保険給付の1割負担分/1日あたり)

費目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所リハビリテーション サービス費	1時間以上2時間未満	399円	431円	464円	496円	531円
	2時間以上3時間未満	414円	475円	539円	601円	662円
	3時間以上4時間未満	526円	611円	696円	804円	911円
	4時間以上5時間未満	598円	695円	790円	914円	1,036円
	5時間以上6時間未満	673円	799円	922円	1,068円	1,212円
	6時間以上7時間未満	774円	920円	1,062円	1,231円	1,397円
食費(1日あたり)		昼食850円				

加算利用料(保険給付の1割負担分)

費目		金額	加算単位	内容の説明	
理学療法士等体制強化加算		32円	1日	リハビリテーションの所要時間が1時間以上2時間未満であり、専従かつ常勤の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を2名以上配置している場合に加算	
リハビリテーション 提供体制 加算	3時間以上4時間未満	12円	1日	リハビリテーションマネジメント加算のいずれかを算定し、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の人数が基準以上の場合に加算	
	4時間以上5時間未満	17円			
	5時間以上6時間未満	21円			
	6時間以上7時間未満	25円			
入浴介助加算	I	43円	1日	入浴サービスをご利用される場合に加算 (IIは加えて利用者の居宅を訪問し、浴室での動作・浴室環境を評価して入浴計画を作成し支援した場合に加算)	
	II	64円	1日		
リハビリテーション マネジメント加算	イ	606円	1月・開始から6月間	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、評価・指導を行い、担当の介護支援専門員や利用者、その家族に対し、情報提供を行った場合に加算	
		259円	1月・開始から6月起		
	ロ	642円	1月・開始から6月間		
		295円	1月・開始から6月起		
	ハ	858円	1月・開始から6月間		他職種が共同して栄養アセスメント・口腔アセスメントを行い理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者の居宅を訪問して評価・指導を行い、担当の介護支援専門員や利用者、その家族に対して情報提供を行って通所リハビリテーション計画書等の内容を厚生労働省に提出した場合に加算
		512円	1月・開始から6月起		
		292円	1月		
短期集中個別 リハビリテーション実施加算		119円	1日	退院・退所又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間に1日40分以上の集中的なリハビリテーションを1週に概ね2日以上実施した場合に加算	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	I	259円	1日	退院・退所又は通所開始日から起算して3月以内の期間に集中的なリハビリテーションを実施した場合に、1週につき2回を限度として加算	
	II	2,079円	1月		
生活行為向上 リハビリテーション実施加算		1,353円	1月 (開始から6月間)	生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等を計画にあらかじめ定めて利用者に対してリハビリテーションを計画的に行い、指定通所リハビリテーションの利用者の有する能力の向上を支援した場合に加算	
若年性認知症利用者受入加算		64円	1日	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を決め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合に加算	
栄養アセスメント加算		54円	1月	多職種が共同して栄養アセスメントを行い、その結果を利用者または家族に説明し、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合に加算	
栄養改善加算		216円	1日 (月2回を限度)	利用者の居宅を訪問し、栄養改善を行った場合に加算	
口腔・栄養 スクリーニング加算	I	21円	6月以内に 1回を限度	Iは下の①及び②を満たした場合、IIは下の①または②を満たした場合に加算 ①6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認し、その情報を担当の介護支援専門員に提供する ②6月ごとに利用者の栄養状態について確認し、その情報を担当の介護支援専門員に提供する	
	II	5円			
口腔機能向上加算	II	I	3月以内で 月2回を限度	多職種が共同して口腔機能改善計画を作成して定期的に評価・記録した場合に加算 (IIは加えて口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合に加算) (リハビリテーションマネジメント加算ハを算定する場合はIIイのみ加算可)	
		イ			167円
		ロ			173円
重度療養管理加算		108円	1日	要介護3～5に該当する者であって別に厚生労働大臣の定める状態にある利用者に対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合に加算	

中重度者ケア体制加算	21円	1日	中重度要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に資するサービスを提供するため、看護職員又は介護職員を指定基準より1名以上配置した場合に加算	
科学的介護推進体制加算	43円	1月	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に加算	
退院時共同指導加算	649円	退院時1回	医療機関に入院中の利用者の退院前カンファレンスに医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が参加し、共同して指導を行った場合に加算	
移行支援加算	12円	1日	通所リハビリテーションの利用により社会参加を維持できる他のサービス等に移行し、利用していることを確認・記録した場合に加算	
サービス提供体制強化加算	I	23円	1日	・介護職員のうち介護福祉士を70%以上配置 ・介護職員のうち勤続年数10年以上の介護福祉士を25%以上配置 いずれかを満たした場合に加算
	II	19円	1日	介護職員の総数のうち介護福祉士が50%以上配置されている場合に加算
	III	6円	1日	・介護職員の総数のうち介護福祉士を40%以上配置 ・サービス提供する職員のうち勤続年数が7年以上の職員を30%以上配置 全てを満たした場合に加算

処遇改善加算（基本利用料と加算利用料の合計に掛け率分の金額が加算されます。）

費目	掛け率	加算単位	内容の説明
介護職員等処遇改善加算 (Vは令和7年3月まで)	I	8.6%	1月 所定のキャリアパス要件・職場環境等要件・賃金の引き上げ要件を満たした場合に加算 (Vについては経過措置区分として従前の処遇改善の取得区分に応じて算定する)
	II	8.3%	
	III	6.6%	
	IV	5.3%	
	V1	7.6%	
	V2	7.3%	
	V3	7.3%	
	V4	7.0%	
	V5	6.3%	
	V6	6.0%	
	V7	5.8%	
	V8	5.6%	
	V9	5.5%	
	V10	4.8%	
V11	4.3%		
V12	4.5%		
V13	3.8%		
V14	2.8%		

※実際の精算時には端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。

その他の日常生活費および特別なサービスの利用料(税込)

項目	金額	内容の説明
フリードリンク	(4時間未満のご利用) 110円/1日 (4時間以上のご利用) 165円/1日	常時約10種類のドリンクメニューをご用意しております。 季節や週ごとに一部メニューの変更を行います。 (コーヒー、緑茶、紅茶各種、ジュース類等) ※ サービス提供時間に応じて料金の変動があります。
おむつ代	100円	当施設のものをご利用の際には実費請求となります。
パッド代	30円	当施設のものをご利用の際には実費請求となります。
教養娯楽費	実費	クラブ・余暇等の活動に参加する際の材料費等として実費請求となります。
理美容	実費	実費請求となります。
写真代	55円/枚	イベントなどで撮影した写真をプリントした際の料金です。
領収書再発行手数料	110円	利用料の領収書の再発行手数料です。
文書発行料	実費	手続き関係に必要な書類の発行手数料です。

令和6年6月1日 更新

介護老人保健施設西東京ケアセンターのサービスを利用するにあたり、施設サービス重要事項説明書、利用料一覧表などにより説明を受けました。その内容を十分に理解し、これらのサービスを利用した場合にその対価としてここに示してある貴施設が定める料金を支払うことに同意いたします。

令和 年 月 日

利用者氏名

施設説明者氏名

身元引受人氏名